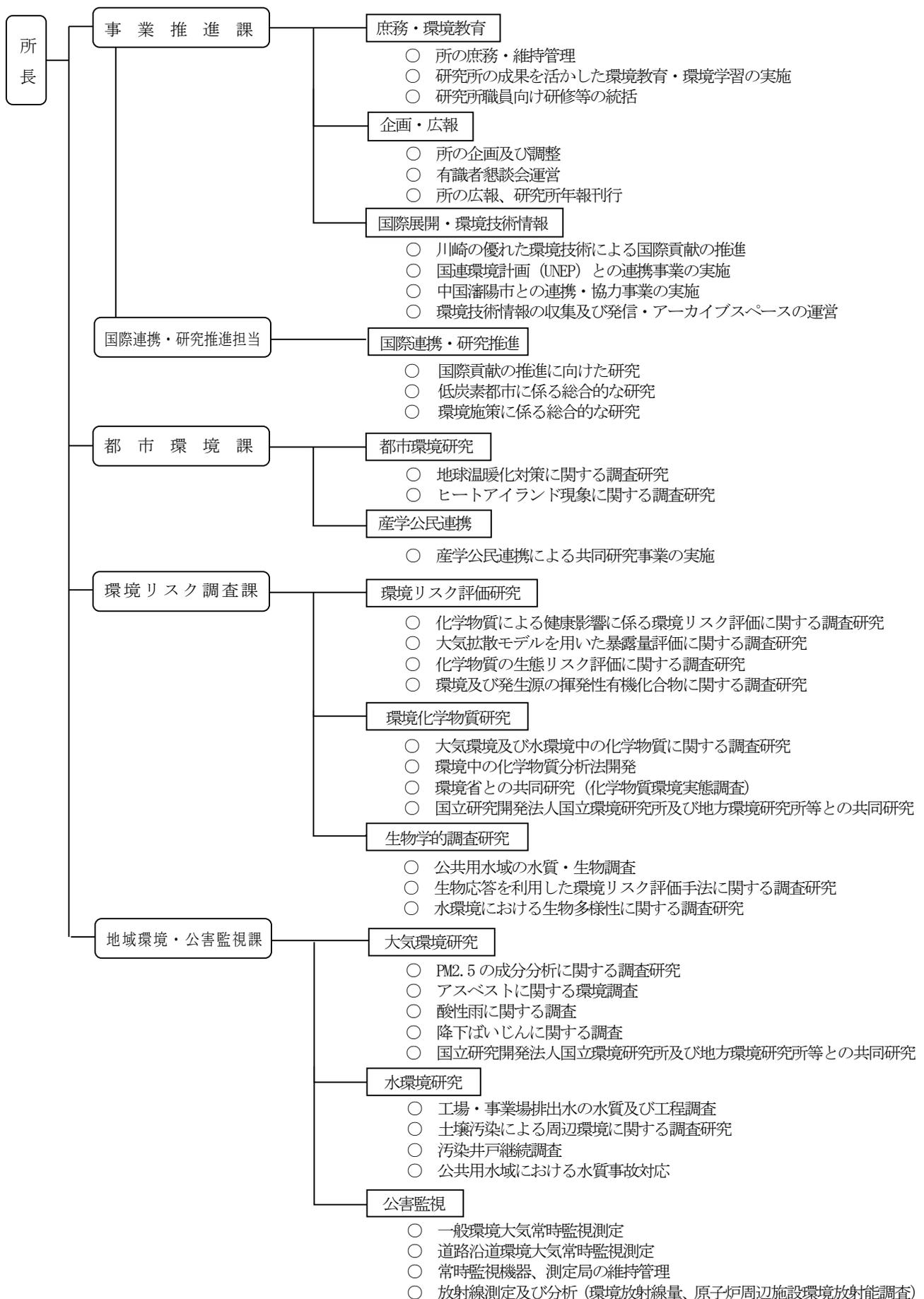


1 組織図及び業務内容



2 職員数

	所長	担当部長	課長・担当課長	課長補佐・担当係長	主任・職員					非常勤嘱託員	計
					一般事務職	化学職	薬剤師	研究職	自動車運転手		
環境総合研究所	1										1
事業推進課		1									1
庶務・環境教育				1	2	1			1	1	6
企画・広報				1							1
国際展開・環境技術情報				1			1			2	4
国際連携・研究推進担当			1				1				2
都市環境課			1								1
都市環境研究				1		1					2
産学公民連携				1		1					2
環境リスク調査課			1								1
環境リスク評価研究				1		2					3
環境化学物質研究				1		3	1				5
生物学的調査研究				1		3			1		5
地域環境・公害監視課			1								1
大気環境研究				1		2					3
水環境研究				1		2					3
公害監視				1		2			3		6
計	1	1	4	11	2	17	2	2	1	7	47

平成29年4月1日現在の在籍職員数（休職者含む）

3 予算・決算（平成28～30年度）

項目	平成28年度 決算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額
環境総合研究所環境学習事業費	5,068千円	5,068千円	5,412千円
都市環境事業費	12,687千円	12,657千円	12,689千円
環境技術情報・国際展開事業費	26,981千円	25,302千円	22,437千円
環境リスク評価事業費	12,112千円	12,112千円	12,622千円
環境化学物質研究事業費	52,535千円	52,535千円	52,315千円
生物学的調査研究事業費	14,764千円	14,765千円	14,473千円
大気環境研究事業費	18,387千円	19,373千円	19,075千円
水環境研究事業費	8,775千円	9,406千円	9,736千円
環境モニタリング事業費	145,206千円	139,449千円	137,173千円
計	296,515千円	290,667千円	285,932千円

川崎市環境総合研究所有識者懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市環境総合研究所有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 懇談会は、環境総合研究所（以下「研究所」という。）の事業を円滑かつ効率的に推進するため、次に掲げる事項について委員に意見を求める。

- (1) 研究所の企画運営に関すること。
- (2) 研究所の各事業の計画及び成果等に関すること。
- (3) その他環境施策及び事業の推進に関すること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者4名以内をもって構成し、就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他専門的な知識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者の出席)

第5条 懇談会が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、環境局環境総合研究所事業推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。